

十津川村 トンネル個別施設計画

令和3年3月
十津川村役場 建設課

1. はじめに

平成 26 年度から 5 年に 1 度の近接目視点検が義務化され、平成 29 年度に 4 トンネルの点検を完了し、全てのトンネルが判定区分Ⅱ（予防保全段階）と診断された（表 1）。

そこで、本村は次の観点から計画をとりまとめ、トンネル個別施設計画とする。

表 1 十津川村管理トンネルの定期点検と診断結果

| 管理者名 | 点検計画数 | 点検実施数 | 判定区分内訳 | | | |
|------|-------|-------|--------|------|-----|----|
| | | | I | II | III | IV |
| 十津川村 | 4 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| | | | 0% | 100% | 0% | 0% |

2. トンネル個別施設計画のポイント

- 今後の定期点検で判定区分Ⅲと診断された場合は、当該トンネルの修繕工事を最優先に取り組む。
- 令和 3 年度から 5 年間の計画とする。
- 診断結果および修繕完了後は、速やかに計画に反映させる。
- トンネルの修繕時期は、優先すべき橋梁やシェッド等の施設の修繕時期を踏まえて計画する。

3. トンネル個別施設計画

トンネル個別施設計画は下記および別紙 1（トンネル修繕事業計画）とする。

① 対象施設

対象施設は、十津川村管理の全 4 トンネルとする。

② 計画期間

計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間とする。

③ 対策の優先順位の考え方

健全性評価が低いトンネルを優先的に対策することを原則とする。

健全性評価が同一のものに対しては、以下の指標を元に算出した【路線の重要度】の観点から優先順位を設定する。

【路線の重要度】

路線の状況により、トンネルの重要度を定量的に評価する。

評価点は下記の通り、施設長、バス路線、迂回路の有無、主要産業に資する道路について重み付けを行い、合計点を算出し、評価点とする。

| 項目 | 重要度 係数 | 条件及び配点 (最高 10 点、最低 0 点とする) | | | |
|------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------------------|------------|--|
| 施設長 | 1 | $\geq 1000m$ | $1000m > L \geq 100m$ | $L < 100m$ | |
| | | 10 | 比例配分 (10~0) | 0 | |
| バス路線 ^{※1} | 1 | 該当 | なし | | |
| | | 10 | 0 | | |
| 迂回路の有無 | 1 | なし | あり | | |
| | | 10 | 0 | | |
| 主要産業に 資する道路 ^{※2} | 1 | 該当 | なし | | |
| | | 10 | 0 | | |

※1 「バス路線」、「通学路」、「緊急輸送道路を活用するための道路」は重複する項目であることから、「バス路線」を代表して評価する。

※2 十津川村における「重要路線」と「主要産業に資する道路」は重複する項目であることから、「主要産業に資する道路」を代表して評価する。

④ 個別施設計画の状態等

各施設の状態は別紙 1 の通りとする。

⑤ 対策内容と実施時期

各施設の対策内容と実施時期は別紙 1 の通りとする。

⑥ 対策費用

各施設の対策費用の概算は別紙 1 の通りとする。

トシネル修繕事業計画表

別紙1